

太陽光発電設備※₁ + 250坪前後の土地をセット販売！

20年の固定買取価格制度※₂を利用して、
貴方も太陽光発電所のオーナーになりませんか！

ソーラーフィールドとは

太陽電池パネルによって発電された電力を、国の定める
「再生可能エネルギーの固定買取価格制度」
に基づき、電力会社に売電するしくみです。

これまで大手企業、ほんの一握りの投資家しか関わることができなかった売電事業。

2012年7月に開始された再生エネルギーの固定買取価格制度
（国による買取価格保証制度）により障壁が大幅に軽減され、
個人、中小企業、自治体の参入が容易になりました。

そこで、当社の強みである不動産ノウハウを最大限に活用し、
土地付き分譲タイプの発電所ソーラーフィールドの販売を開始
いたしました。

太陽光発電に適した安定した日照量の土地を厳選し、設備の設
置から売電の手続きまでを含めてご提供させていただきます。

株式会社エナレッジ施工例



[株式会社エナレッジ施工例ページはこちら](#)

- ※1：野立、追尾式架台なし、太陽電池パネル 55.08kW（255W×216 枚）、
パワーコンディショナ 49.5kW（5.5kW×9 台）、
ハンファ Q セルズ社のパネル（品番 Q. PRO-G3 255）
+オムロン社のパワーコンディショナ（品番 KP55M-J4）を採用。
- ※2：再生可能エネルギー（太陽光、風力など）で発電された電気を、
その地域の電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度で、
最初に認可された価格は 20 年間適用されます。

[ハンファ Q セルズ社ホームページはこちら](http://www.q-cells.jp/) (http://www.q-cells.jp/)

[オムロン社ホームページはこちら](http://www.omron.co.jp/energy-innovation/product/kp/kpm.html) (http://www.omron.co.jp/energy-innovation/product/kp/kpm.html)

平均日射量約4kW/m²

平均日射量は発電量に直結する最重要ポイントですから、設備を設置する立地条件が収益に大きな影響を与えます。

「ソーラーフィールド」では、平均日射量約4kW/m²を基本条件とし設置可能な方位、周辺環境などもふまえて土地を厳選しております。

注) 日射量については4kW/m²未満の分譲地もございます。詳しくはお問合せください。

セットプランで事業資金回収の効率化

ソーラーフィールドは、広大な敷地を区割りして、1区画あたり250坪前後の土地（物件により多少前後します）と発電量55.08kW（パワーコンディショナ容量49.5kW）の発電設備を、セットで販売しております。このようにすることで調達コストを抑えることができる、つまり、お客様のご負担を軽減できるということであり、ひいては投資金の回収効率（期待利回り）を高めることが可能となります。

※分譲地・区画により容量の設定が変わる場合がございます。

ソーラーフィールドはここが違う

標準装備

① 実績のあるメーカーの組み合わせ。

ハンファQセルズの太陽電池パネル+オムロンのパワーコンディショナ

② 全ての当社分譲案件について提携ローンの利用が可能。

※実際の利用の可否は融資申込時の審査結果によります。

※個人でお申し込みの方は、過去2年分の源泉徴収票もしくは確定申告書、

法人でお申し込みの方は、過去2期の決算書のご提出が必要となります。

③ 土地の購入や系統連系に係る手続きの代行。

④ 発電量監視システム（パソコンや携帯でチェック可能）

⑤ 固定価格買取期間中の事業の転売や買戻し。

（要1年以上の稼働実績）

⑥ 発電事業終了時の土地や資機材の売却や撤去のサポート。

（20年以上の管理委託が条件）

⑦ 全区画の地盤調査。

（スエーデンサウンディング方式試験法を採用する専門業者に依頼して、全区画の地盤調査を実施しております。）

オプション

⑦ 追尾式架台採用により発電効率UPおよび積雪対策。 ※3

⑧ 各種損害保険ご紹介。

（各種リスクに備える損害保険につき、三井住友海上火災保険代理店のご紹介が可能です。）

⑨ 公認会計士による税務対策相談。

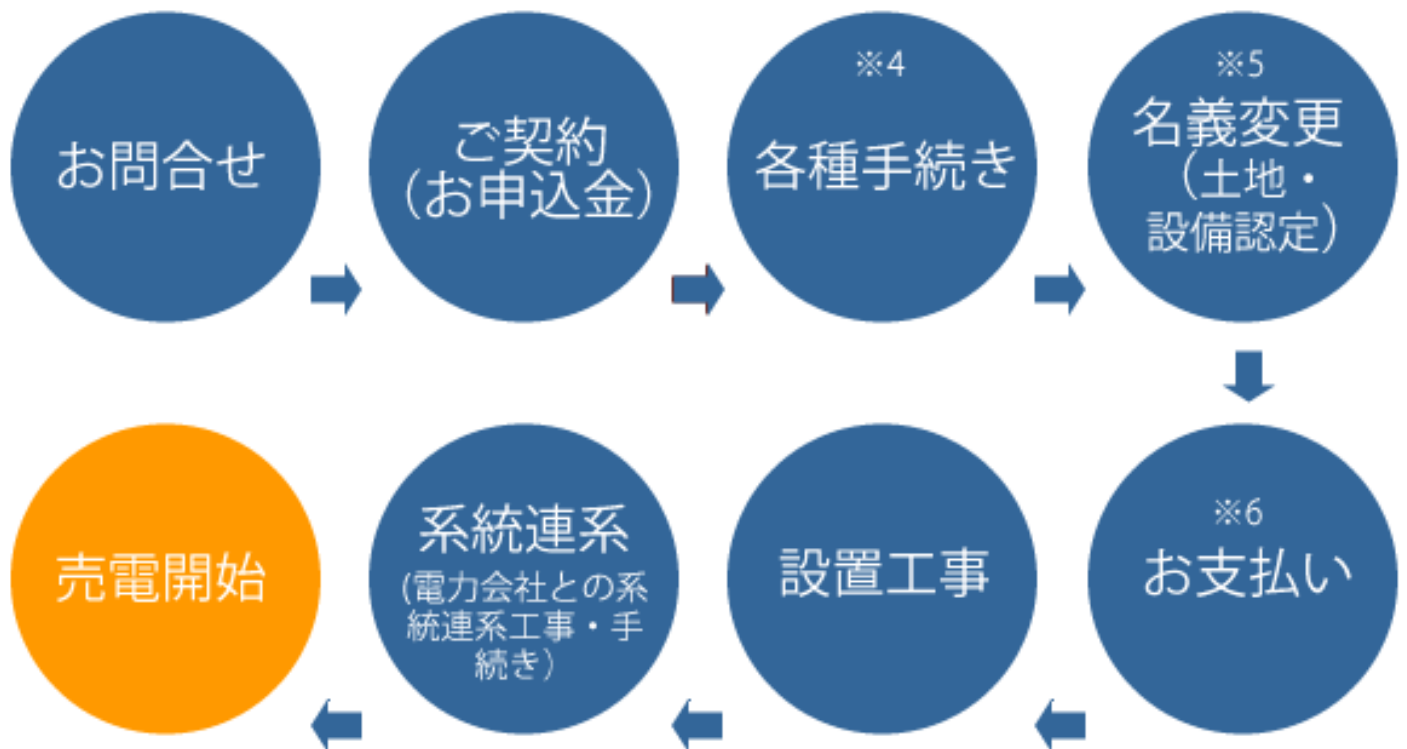
※3：メーカー公表値では野立（固定式）に比べ約130%の発電量が期待されます。
また大雪が予想されるときなどは、傾斜角を最大45°にすることができるので、積雪を抑える、もしくは、積雪後の早期の除雪が可能となります。

[ハンファQセルズ社ホームページはこちら](http://www.q-cells.jp/) (http://www.q-cells.jp/)

[オムロン社ホームページはこちら](http://www.omron.co.jp/energy-innovation/product/kp/kpm.html) (http://www.omron.co.jp/energy-innovation/product/kp/kpm.html)

[追尾式架台の詳細はこちら](http://solarfield.jp/tsuibi.html) (http://solarfield.jp/tsuibi.html)

導入までの流れ



※4：下記「申し込みから売電開始まで」の2項①～④に詳細記載。

※5：「設備認定取得済み」及び「電力会社事前相談済み（相談時点では受入容量に余裕ありとの回答）」の物件しか扱っておりません。

※6：工事請負契約締結時に残金の支払い。

お申込みから売電開始まで

1. 所定の申込用紙に記名押印の上で提出ください。

お申込時に、申込金200万円が必要となります。
提携ローンやお客様ご自身による銀行等のローンをご利用の際は、
融資可決を前提とした特約付きのお申込みをすることも可能です。



2. お申込金受領後に以下の手続きをいたします。

- ①土地売買契約締結。（経済産業省設備認定通知書の名義変更）
- ②電力会社へ電気使用申込み及び電力受給契約申込書等提出。
※①～②の順序が変わる場合があります。
- ③電力会社からの認証通知書受理。
- ④土地所有権移転登記。
- ⑤工事請負契約締結。
- ⑥電力会社による外線工事完了後、電力会社と電力受給契約締結。
- ⑦太陽光発電設備設置工事。
- ⑧工事完了後、系統連系。



売電開始

※所有権移転登記後のご解約につきましては、原則としてお受けできません。

収益シミュレーション

20年

+

α

※7

安定的な収入が見込める商品です。

利回試算（単純利回り）

11.2%^{※8}

発電量の計算例

平均日射量3.90kWh/

（栃木県益子販売区画 NEDOのデータによる）の場合

$$\begin{aligned} \text{年間推計発電量} &= \text{太陽電池モジュール容量(kW)} \times \text{日射量(kWh/m}^2\text{)} \times 365 \text{日} \times \text{総合設計係数} \\ &= 55.08 \times 3.90 \times 365 \times 0.772 \\ &= 60,529 \text{kWh} \quad \text{※9} \end{aligned}$$

※7：設備の状態やお客様のご希望次第で20年以上の運転が可能です。

（太陽光パネルの寿命は20年以上期待できますが保証されるものではありません）

ただし、21年目以降の買い取り価格については未定です。

保守、管理は、一般社団法人ソーラーフィールド管理組合の規約に準ずるものとします。

※8：11.2%（単純利回り）固定資産税、将来の機器交換費用、管理費などは考慮されておりません。

※9：太陽光発電の年間発電量の推定は、JIS（日本工業規格）の規格 JISC8907 で定められており、上記はその規格による計算式です。

メーカーの実績による発電シミュレーションでは1年間の総発電量81,705kWとなり、

利回りは15.1%期待できることとなります。（ロス率5%で計算しています）

また、記載の通り栃木県益子の数値ですので、他の物件の場合は数値が変わります。

詳細につきましては、発電量の推計ページをご覧ください。（<http://solarfield.jp/hatsudenryo-suii.html>）

20年間の長期間の発電量の低下を含めたシミュレーションは別途ご提示いたします。（各分譲地ごと）

収支計算書（例 栃木県益子）

売電内容：売電価格 1kWhあたり38.88円（消費税8%含）
売電期間：20年間+ α

設備の状態やお客様のご希望次第で20年以上の運転が可能です。

（太陽光パネルの寿命は20年以上期待できますが保証されるものではありません）

ただし、21年目以降の買い取り価格については未定です。

保守、管理は、一般社団法人ソーラーフィールド管理組合の規約に準ずるものとします。

分譲標準タイプ 価格2,100万円（税別）

※10

工事費は税別、諸経費約70万は別途となります。

地積：250坪前後 ※11

太陽電池パネル容量：55.08kW

計算式：日射量×365日×パネル容量×38.88円(消費税込)×0.772 ※12

投資利回り：11.2% 2,350,000円/年 ※13

※10：太陽光発電システム（別途消費税）+土地代となります。

設備・工事に対する消費税が別途必要となります。

土地代は分譲地により変動する場合があります。

不定期、不特定数ですが、地積の小さい（太陽電池パネル容量の小さい）安価な商品を発売することがあります。

ご興味のある方はお問い合わせください。

※11：土地面積は、発電量 55.08kW を可能にするパネル設置に必要な面積は確保しますが、

物件（区画）により多少前後いたします。

※12：JIS C 8907 による。（日射量はNEDO データを採用）

詳細につきましては、発電量の推計ページをご覧ください。

※13：メーカーの実績による発電シミュレーションでは1年間の総発電量 81,705kW となり、

利回りは 15.1%期待できることとなります。（ロス率5%で計算しています）

グリーン投資減税による税負担の軽減

グリーン投資減税とは？

青色申告書を提出する個人及び法人が、対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に、取得価額の30%特別償却（一部の対象設備については即時償却）又は7%税額控除（中小企業者等のみ）のいずれかを選択し税制優遇が受けられる制度です。（資源エネルギー庁HPより抜粋）

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において30%の特別償却ができます。

なお、太陽光発電設備については、平成27年3月31日までの期間内に取得等して、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において即時償却ができます。

グリーン投資減税の概要

No.	税制制度	対象	減税効果	※15 設備取得期限	※16 売電開始期限
1	7% 税額控除	青色申告を提出する 中小企業者等 ※14	売電開始年度に設備取得価格（土地代は含まない）の7%相当額の税額控除を受けられる。但し、該当事業年度の法人税額の20%を超える場合は20%相当額を控除限度とする。20%限度で全額控除できなかった場合は翌事業年度にのみ繰り越すことができる。	H28.3.31	設備取得から 1年以内
2	30% 特別償却	青色申告を提出する 法人又は個人	売電開始年度に設備取得価格の30%相当額を限度として特別償却することができる。該当年度は課税対象が減るが2年目以降の減価償却費も少なくなる。	H28.3.31	設備取得から 1年以内
3	100% 特別償却	青色申告を提出する 法人又は個人	売電開始年度に設備取得価格の全額を特別償却することができる。	H27.3.31	設備取得から 1年以内

※14：中小企業者等とは、資本金1億円以下または常時従業員数が1,000人以下の法人。
ただし大企業の子会社等は除く。

※15：設備取得は、設備発注（工事請負契約の締結）をもって判断する。

※16：制度上の「事業の用に供する～」の表現については実際に売電が開始したことで判断する。

個人の方は、個別のケースによって各税務署の扱いが異なっているようです。

詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

個人の方は、グリーン投資減税が事実上使えない可能性があります。

税務申告に関しては、オーナー様の責任の範囲で所轄税務署にご確認ください。

ソーラーフィールド顧問公認会計士や税理士のご紹介も可能です。

[資源エネルギー庁ホームページはこちら](http://www.enecho.meti.go.jp/greensite/green/green-outline.html) (http://www.enecho.meti.go.jp/greensite/green/green-outline.html)